

Title	仲長統の思想
Author(s)	神樂岡, 昌俊
Citation	懐徳. 1966, 37, p. 153-166
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90439
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論

叢

仲長統の思想

神樂岡昌俊

後漢末、政治界が豪族によって獨占され、豪族以外の者の官吏登用の希望がたたれるようになると、これらの人々によって新しく政治批判の學問がおこされる。失意の民間學者は、反豪族の立場をとり、或る者は時局批判をなし、或る者は個人主義への逃避をなす。王符・仲長統等の思想家が出現した所以である。

後漢末の社會現象として特記すべきは、中央政府の權威の微弱、社會綱紀の頽廢、官吏任用の亂脈、奢侈の増大等であり、これらが當時の思想家に強く意識され、批判の對象となつたのである。

特に取上げるべきものとして、時代の進むに伴って發生した地方豪族がある。豪族の發生についてはいろいろ考えられるが、絶對主義政權の衰退にともなつて發生したというよりも、むしろ當時の選舉制度によるものと考えられる。選舉制度については、歴代の帝王が意を注ぎ、光武帝は法令を定めて選舉の慎重を期し、地方官は赴任して一年經過しなければ人物の評判に明らかでないので、選舉をなしえないとし、また章帝は選舉の弊害を意識し、建初元年の詔には「今刺史守相が眞偽を明らかにせず、茂才孝廉を選舉する數が歲ごとに百を以て數える。本當に評判も確かないものを擧げるのは謂われがない。前代の選舉を尋ねるに、舉人貢士は、或は刎敵に起り、閥閥に繋がらず、眞に民間から人材を採用し、且つ實際の政治の腕前に鑑みて登用した。今後は各々をして其の言を陳進させ、その能否を

知り、先ず職務を與えて試みてから用いることとする。」といっている。これによると、當時既に選舉に閥閥が考えられていたことがわかる。このことは王符の潜夫論にも「貢薦は則ち必ず閥閥を前と爲す」といっている。

後漢の末には、選舉に弊害があるので、統治者も相應に對策を考慮しており、通典の選舉法に言うところでは、桓帝の頃には凡そ選用するところ、情故に非るなしという状態で、遂に三五法を作った。これは婚姻の家は互に選舉するを得ず、兩州の人が互に約束して選舉するを得ぬことを定めたのである。(後漢書蔡邕傳注)

ともかく、かかる禁制を設けねばならぬほど選舉に弊害が出來て來たのであって、選舉が私情により、且つ家柄を重んじて來たことがわかる。當時これを禁制せんとする法があつても、この弊を止めるには至らず、後には遂に門閥のみより登用されることとなつた。

即ち郷黨關係による立身の道が開けることになる。地方豪族が有力となり、官僚の政治力が弱まれば政府の權威は失墜する。これは自然豪族の勢力が政治を根本的に左右し政界の全部面に侵出することを意味する。

また、宦官の跋扈は元帝の頃から現われた。光武帝はそれで宦官には宮刑を受けた者の外は用いぬことにしたが、それでもやはり後には弊が生じた。

前漢は外戚の爲に滅亡したとも言い得るので、後漢ではそれに配慮し、光武帝も明帝もその對策に腐心している。明帝の馬皇后はその親族には政治に干與させないようにした。一體、後漢には夭折する天子が多く、後嗣がなくなり、その度ごとに親族から若い天子を立てることになり、和帝の鄧皇后の如きは、何度も若い天子を立てて長年政を執つた。後には外戚の梁氏が跋扈したのである。

また王符の潜夫論(浮侈篇)によると「洛陽の浮末者は農夫に十倍し、虚偽游手の者が又浮末に十倍す」とあり、農民は商人に壓迫され、商人は更に生産機能を含まない金融資本家に壓迫された實情が見られる。

潜夫論には、さらに、巫祝が流行し、その爲に色々の絹布を裂いて用いたり、また貴族が贅澤であるのみならず、

従奴僕妾に至るまで、服装が驕奢である。富者は人より上へと奢侈を競い、貧者は人に及ばぬを恥じ、一度の食事に一生の産を破ったりし、都の貴族、郡縣の豪家は、生きては養を極めず、死すれば喪を崇くしたとある。

このように呪術迷信の流行は莫大な財の浪費を招き、さらに経済的には何ら社會へ貢獻しない巫者の徒が巨利を博するに至ったのである。

呪術迷信が後漢に於て大きな力を持ったことは讖緯思想との關連においても考えられるが、今ここでは當時幾多の民間信仰が成立し、特に黃巾の賊の如き有力な團體が出現したように、それが社會的に重要な意味を持っていたことを指摘するにとどめたい。

仲長統はこのような社會にあつて、「古今及び時俗の行事を論説することに、恒に發憤歎息」して昌言を著わしたのである。

注 昌言は仲長統の思想をつたえる主著であるが、後漢書本傳

によると、凡そ三十四篇十餘萬言であつたが、范曄が今其の

書の政に益ある者を簡撮して、これを略載したのが理亂篇、

損益篇、法誠篇の三篇である。その他、群書治要に引かれた

ものに十三節からなる小論があり、徳教篇、壽考篇、君臣篇

天道篇というべきものがあるが、「政に益ある者」の一部分

にすぎず、政に益なしと認定された昌言の文章の大半はいま

その内容を知ることができない。

一一

後漢書本傳によると、仲長統、字は公理、山陽高平の人で、若くして學を好み、博く書を讀み、文才があつた。二十餘りの年に青州、徐州、并州、冀州の各地に遊學し、交友する者は彼を異とした。并州刺史の高幹（袁紹の甥）のもとに行つたが、「君、雄志有りて雄才無し、士を好みて人を擇ぶこと能わず、君の爲めに深く戒むる所以なり」といい、その言が納れられず去つた。まもなく袁紹が敗れたので、并冀の人に彼の名は注目されるようになった。けれ

ども州郡の各地の招きには病と稱して應じなかった。尙書令の荀彧に名を知られ尙書郎となり、後曹操の軍事に與かつた。獻帝位を遜るの年、四十一才で死んだとある。このことは彼が後漢の滅亡を目のあたりに見た思想家であることを示しており、また、曹操のもとに活躍したことについて考えてみると、曹操は後には篡奪したのであるが、それまでのところ能率主義、法家的であり、後漢の政治の墮落と對蹠であるところに彼がひかれるものがあつたのであろう。

本傳にはまた一個の遊士であり、その性格は直言を取てし、小節に矜らず、黙するかと思えば語り、語るかと思えば黙し、之を狂生と評したのもあつたという。

その當時のように王朝の末期になると、國家權力が衰え、支配力が多元的になると、その支配力に拘束されぬ浮動層が活動する可能性が出てくる。これが遊士となるのである。仲長統は狂生ともいわれるように、一個の遊士であり、自由奔放な人間の代表と見ることが出来る。

また、「常におもえらく、凡そ帝王に遊ぶ者は以て身を立て名を揚げんことを欲するのみ。名は常には存せず、人生は滅び易し」とあるが、豪族に依付し名聲を求めんことを否定し、自己を擴充した悠々自適の世界こそ求めらるべきものと考えていた。さらに本傳には自己の社會におけるあり方をえがいている。樂志論がそれである。

樂志論によると、その理想とするところは、居所としては良田居宅あらしめ、山を背にし、流れに臨み、屋敷のまわりに溝あり、竹木植えられ、前に畑あり、後には果樹園あり、舟車があつて徒歩徒渉の難なく、召使いが居つて身體を使わず、親を養うには珍味があり、妻子には苦勞なく、朋友が集まれば酒肴を振舞い、吉日先祖を祭る時には犠牲を供えるだけのことが出来、自分の所有する庭や林でゆるゆると遊び、川の遊びをしたり、涼風を追い、釣をしたり、鳥を射たり、歌を歌い、自由に散歩するだけの場所を有ち、その自宅では安樂な暮しが出来、道を得た人々と道を論じ、書を講じ、天地の有様を觀、古來よりの人物を評論し、琴を彈じ、世上の事を遊び半分に考えることが出来、

仕事をせず、長生きする。かかる生活をすれば、その心持は、天を凌ぎ宇宙の外に出て、帝王の門に出入することを羨む要はない、とある。

即ち、自由な田園生活をし、國家の干渉と責任とから解放されることを理想としたのである。

また、當時の禮節を尙ぶ風に反對し、

愁を天上に寄せ、憂を地下に埋む。五經に叛散し、風雅を滅棄し、百家雜碎し、請う用て火に従わしめん。志を山西に抗し、心を海左に游ばし、元氣を舟と爲し、微風を楫と爲し、太清に翺翔し、意を容冶に縦にせんといっている。これは彼の自由奔放な性格の表われと見ることが出来るだろう。

このような自己中心、人事中心の考え方は樂志論、昌言をつらぬいている。

彼の人となりは、實際關係によつてもうかがうことができる。

魏志劉劭傳に東海の繆襲の友人とある。繆襲は才學あり叙述多く光祿勳になつたとある。

また同傳の注には大司農常林と共にあつたとある。常林は縣長と爲つては治化成るあり、刺史となつては所在功績あり、後には光祿大夫にまでなつた人である。

荀彧傳によると太祖は彧を人を知るとなし、彧が進達したも

のはみなその職になつたという。

右にのべたところによると、統の實際關係のものはそれぞれ實務につき昇進したが、彼ひとり尙書郎に終つたのである。

これは狂生といわれる性格とも關連する。即ち彼は實際政治家として自身が責任ある立場に立ち、自己の理想を實現するという性格ではなかつたことを示している。自由な立場でものを考える面が強かつたのではないかと思われる。

三

さて、彼の人事中心の考え方は、まず天道觀にあらわれる。

咒術迷信の排除は、咒術迷信の流行が奢侈の増大を招いたことに對する反對でもあるが、彼の現實主義的合理主義

に基づくのである。

彼は漢代統治階級の宗教觀を否認し、董仲舒の説く天人感應から災異、祥瑞の類をすべて否定している。董仲舒によると、人君が若し天意、即ち民意に悖る行爲が有れば、天は災又は異を降らして直接之を警告するが故に、君主はこれに道義的責任を感じて、自己の政治を改むべしというにある。即ち災異説を支えている原理は自然現象と社會現象との間には一定の因果關係が存在すると言ふ事、即ち天人相關の理法である。これに對し、

昔高祖秦項を誅し、天子の位に陟る。光武討篡し、已亡の漢を復す。皆受命の聖主なり。肅曹・丙魏・平勃・霍光之等、諸呂を夷し、太宗を尊び、昌邑を廢し、孝宣を立て、國家を經緯し、社稷を興安す。一代の名臣なり。二主數子の四海を震撼し、徳を生民に布き、功を建て業を立て、名を百世に流す所以の者は、唯人事を之れ盡せしのみ。天道を之れ學ぶなきなり。然らば則ち天下に王たり、大臣と作る者は、天道を知るを待たず。天の道を用うるを貴ぶ所の者は、則ち星辰を指し以て民に事を授け、四時に順いて功業を興す。其の大略吉凶の祥、又何ぞ取らん。故に天道を知り人略無き者は、是れ巫醫卜祝の伍、下愚不齒の民なり。天道を信じ人事に背く者は、是れ昏亂迷惑の主、覆國亡家の臣なり。(群書治要)

仲長統は古代の所謂天道を科學的天文學的なものと、宗教的迷信的なものの二つに分類して、後者即ち宗教的迷信的な面を否定し、統治者と天道とは無關係であり、人間的努力によって政治は行なわれると考える。従つて彼は所謂受命を承認しない。

豪傑の天命に當る者は、未だ始めより天下の分有らざる者なり。天下の分無し。故に戰爭なる者競い起る。斯の時において、並びに天の威を僞り假り、方國に矯据し、甲兵を擁し我と才智を角い、勇力を程べて我と雌雄を競う。去就を知らずして、天下を疑誤する、蓋し數うべからず。知を角う者は窮し、力を角う者は皆負く。形復た仇するに堪えず、勢復た校するに足らず。乃ち始めて首を羈し頸に係け、我の銜繩に就くのみ。(理亂篇)

といっている。即ち一人の王朝の開創者は本来天命がなく天下を有したのであり、彼は自ら天命に當るといっているが、その實は武力、才智によって政權を獲得したのである。

このように天道が漢王朝を約束したり豫言したりするはずがない。後漢王朝を支えた班固の陰陽五行説に基づく五徳循環説は火の徳に當るのが後漢であるとし、獨善的に王朝の出現を擁護した。これでは後漢ならずとも、各々の五行の徳に當る王朝は宿命づけられて、歴史は前進も變化もせず、各王朝はそれ自身で完結することになる。さらに、この豫定された王朝觀は容易に豫言的な讖緯思想と結びつき、後漢の初代帝王である光武帝の出現は赤伏の符といふあやしげなしるしに約束されていたということにもなった。このような斷代的で神秘的な歴史觀は、天道が目的意志をもたない單なる自然現象であり、人と感應することがないとするならば、全く理論的根據を失うであろう。

この人事中心主義的考え方は、例えば魏文帝黃初三年日食があつた際の詔に「復三公を劾するなかれ」とあるが、このよ

うな考えの先驅的役割をなしている。

四

次に天道を自然法則と見、五徳循環説、受命説を否定した彼は歴史をどのように考察したか。理亂篇に

昔春秋の時は周氏の亂世なり。戰國に逮び則ち又甚し。秦政并兼の執に乘じ、虎狼の心を放ち、天下を屠裂し、生人を吞食し、暴虐已まず、以て楚漢用兵の苦を招く、戰國の時よりも甚し。漢二百年にして王莽の亂に遭う。其の殘夷滅亡の數を計るに、又復秦項に倍す。以て今日に及ぶ。名都空にして居らず、百里絶えて民無き者勝げて數うべからず。此れ則ち又亡新の時よりも甚し。悲しいかな、五百年に及ばずして、大難三たび起る。中間の亂、尙數えず。變じて彌々猜み、下りて酷を加う。此を推して以て往けば、盡くるに及ぶべし。あゝ、來世聖人此を救うの

道、將た何を用うるかを知らず。又、天此を窮むるの數の如き、何くに至らんと欲するかを知らず。

といっている。「五百年に及ばず」とは秦三王二帝の四九年、前漢二三〇年、後漢一九五年、通算四七四年をいい、「大難三たび起る」とは、秦末、王莽、獻帝の三事件をいう。即ち、漢代までの歴史の展開は、亂、小亂、大亂の三段階に従っているものであり、今日は大亂に當るとみたのである。これは後漢王朝の崩壞を目のあたりにみた認識によるものであり、強烈な現實批判の結果である。歴史は來世の聖人といえども、これを救うの法を豫知するべきがなく、ただ亂世の連續という客觀的法則が成立すると考えた。また、

存亡之を以て迭いに代り、治亂此より周復するは、天道常然の大數なり。（理亂篇）

ともい、一つの王朝の末期に到り、統治者の人民に對する壓迫と搾取が限度を越えれば、人民の忍従にも一定の限度があるので、農民は反抗し、一つの王朝を「土崩瓦解、一朝にして去」らしめる。新しい統治者は又武力、才智を以て、彼の同時の競争者に打勝ち、政權を獲得し、一つの新しい王朝を建設する。この新しい王朝も前の王朝と同様の命運をまぬがれることはできない。これが所謂「治亂周復」である。仲長統はこれを「天道常然の大數」とした。

彼はこのように一つの王朝の統治は天命に由るのでもなく、また道德的動機に由るのでもなく、ただその創業者の武力、才智によるとしたのである。

要するに彼の歴史觀は、王朝が政權をとったのは、民の爲に害を除くという説を打破し、また、それとともに統治者の人民に對する殘酷な搾取が一つの王朝の滅亡した根本原因であると指摘した。また亂—小亂—大亂の圖式を提示したが、その反面、治亂周復を唱え、一見、一治一亂の發展史觀を思わせるが、「亂世長く化世短し」の語に示されるように悲觀的史觀の立場をとるものである。これは彼の現實凝視の烈しさからくるものであると思われる。さらに彼の凝視の對象は王朝にあるとともに、それ以上に、人間そのものにあると考えられる。「兆民昊天に呼嗟す」（損益篇）といった破壊された農民生活を常に念頭においていたものと思われ、人事中心主義の史觀の立場をとっている。

「人事を本と爲す」人間中心主義は、人倫關係に於ては既成の道德にとられない合理的な人間關係を説く。父母學問を好まず、子孫の之を爲すを疾むも、違いて學ぶべきなり。父母善士を好まず、子孫の之と交わるを惡むも、違いて友とすべきなり。士友患有り、故に己を待ちて濟わる、父母其の行を欲せざるも、違いて往くべきなり。故に違うべからずして違うは、孝に非ざるなり。違うべくして違わざるも、亦孝に非ざるなり。違わざるを好むは、孝に非ざるなり。違うを好むも、亦孝に非ざるなり。其れ義を得るのみ。（群書治要）

といっている。これによると、親の權威のみで律しさられていた價值判斷は、權威者である親から離れて、個人の理性的判斷に任せられる。盲目的服従を強いる従來の孝は非孝となり、非孝は孝となる。何ものにも捉われない自己の理性に判斷の基準を置く新しい自由な人間の發見である。

五

次いで、政治論、經濟論に考察を進めたい。

創業者の武力によって出來た國家はいかにあるべきか。

まず漢の創業時の状態に批判を加え、

漢の初めて興るや、王の子弟を分ち、之に委ねるに士民の命を以てし、之に假すに殺生の權を以てす。是て於て驕逸自恣、志意厭く無し。百姓を魚肉とし以て其の欲を盈し、骨肉を報蒸し、以て其の情を快くす。上に篡叛不軌の姦有り、下に暴亂殘賊の害有り。親屬の恩を藉ると雖も、蓋し源流形勢之をして然らしむるなり。……是の故に、其の奕世の權を收め、其の從横の執を校べ、善き者は早く登り、しからざる者は早く去る。故に下土に壅滯の土無く、國朝に專貴の人無し。（損益篇）

といい、外戚に權力が委ねられた結果、人民の生活を破壊し、社會秩序の混亂を招いたとし、「奕世の權」「從横の

「執」を掌握する強力な中央集権の體制をとり、有能な者を選出しなければ理想の統治形態は實現されないと考えた。しかして彼は官に有能の士が無いことを指摘し、有能の士を得るために地位の安定、經濟的待遇の向上をはかるべきことを損益篇で主張している。

君子法制を用いて化に至る。小人法制を用いて亂に至る。均しく是れ一法制なり。或いは之を以て化し、或いは之を以て亂る。之を行いて同じからず。……夫れ人は君子を待ちて然る後に理に化す。……君子は自ら農桑して以て衣食を求むる者に非ず。……彼の君子位に居り士民の長と爲る。固より宜しく肉を重ね帛を累ね、朱輪四馬なるべし。夫れ選用には必ず善士を取る。善士は富む者少なく貧者多し。祿以て供養するに足らず。安んぞ能く少しく私門を營なまざらんや。従いて之を罪す、是れ機を設け奔を置き以て天下の君子を待つなり。

また、官に居て人民を治めるものは、相當の生活が必要であるに拘らず、儉約しなければ不徳と云われるので、大變節約した生活を送らされて苦しんでいる。官職にあるものは道徳と共に生活の儉約を強いられる。(理亂・損益篇)

官僚の地位、政治力の向上をはかる考えは丞相の復活の主張となる。

夫れ一人に任ずれば則ち政専らに、數人に任ずれば則ち相倚る。政専らなれば則ち和諧し、相倚すれば則ち違戻す。和諧すれば則ち太平の興るところなり。違戻すれば則ち荒亂の起るところなり。(法誠篇)

未だ丞相を置きて自ら之を總べしめるに若かず。若し三公に委ねば則ち宜しく任を分ち成るを責むべし。(法誠篇) といっている。

前漢の初期には、政治の最高責任者としての丞相が置かれたが、中期以後その職は廢され、後漢に於ても依然丞相は設けられていない。これは政治の實権が一人に歸することを避けるためである。若し丞相が置かれなければ政治の最高責任は形式的には尙書省に歸するのであるが、後漢に於ては事實上上官及び外戚にあり、最高責任の所在は不明だった。外戚宦官は豪族であるから、仲長統は賢人を擧げて丞相とし、專制政治とした方が和諧し天下太平となり、

責任不明の複數による政治より優るとしている。即ち、中央集權的組織の強化である。

ところで當時の豪族の狀態はどうであつたか。理亂篇に

豪人の室、連棟數百、膏田野に滿つ。奴婢千羣、徒付萬もて計う。船車賈販、四方に周ねし。廢居積貯、都城に滿つ。琦賂寶貨、巨室も容るる能わず。馬牛羊豕、山谷も受くる能わず。妖童美妾は綺堂を填め、倡謳伎樂は深堂に列す。賓客待見して敢て去らず。車騎交錯して敢て進まず。三牲の肉、臭りて食うべからず。清醇の酎、敗れて飲むべからず。

とある。

桓譚の傳によると、東漢初すでに自由人が豪商及び高利貸に依附するものがあり、彼らのために奔走し、また大地主に依附する者は更に多かつた。漢代を通じて流民は多いが、大半は天災人禍に遭遇して村を離れた農民である。この依附せられた豪族を仲長統は豪人と稱した。即ち豪人は大地主、大商人を兼ね、奴隸、徒付を役使し、多くの收入を得、自然豊富な生活を享受したのである。そしてその經濟力によって政界に進出したのである。また、損益篇によると「館舎は州郡に布き、田畝は四方の國に連なり、榮樂は封君に過ぎ、勢力は守令に侔しく、財賂自ら營み、法を犯して坐せず」とあり、富は益す一方であり、また、國家權力を超越した存在となつていた。その反面、農民は「被穿ち帷敗れ、冤枉窮困す」とある如く、貧困を極め、農村經濟が破壊されていたのである。

然らば、このような豪族に對して、いかなる對策を考えているか。それについては

今太平の綱紀を張り、聖化の基趾を立て、民財の豊寡を齊しくし、風俗の奢儉を正さんと欲せば、井田に非ざれば實に由る莫し。(損益篇)

といい、井田法的土地再分配を主張し、豪族發生の經濟的原因の除去を爲すべきであるとする。しかし、土地私有の全面的禁止が直ちに行ない得ないことを知つて、「夫田を限りて以て并兼を斷つ」といい、所謂限田の實施によつて

豪族并兼の出現を防止しようとした。

また、これとともに、租税の適正化を主張した。

二十に税一、之に名づけて貊と曰う。況んや三十に税一をや。夫れ吏祿を薄くし以て軍用を豊かにす。秦諸侯を征し、續くに四夷を以てするに縁り、漢其の業を承け、遂に改更せず。國を危うくし家を亂すは、此れ之に由るなり。今田に常主無く、民に常居無し。吏食日に稟け、班祿未だ定まらず。法制を爲り、畫一定科、租税十に一、更賦舊の如くなるべし。今は土廣く民稀に、中地未だ墾せず。其地草有る者、盡く官田と曰う。力めて農事に堪うれば乃ち之を受くるを聽せ。若し其の自ら取るを聽さば、後に必ず姦を爲さん。(損益篇)

といっている。當時の税率は三十分の一と稱せられ、一見軽いようであるが、實はこれは豪族が國家に對して納める地租であつて、小作農が豪族に收奪される地代は五割を前後する實情にあつた。即ち、豪族は農民の生産物の半ばを收奪しながら、僅に全収入の三十分の一しか國家に納めないという搾取を爲したのである。此の實情を知っていた仲長統は三十分の一の地租を十分の一に高め、これを官吏の經濟的向上の資とすべきこと、及び土地の廣大に比し開墾地が少ないので、その不耕田を收めて官田とし、これを耕作能力を有する農民に與えるべきであるという農地改革案を提唱した。

また、肉刑の復活を唱えた。これは肉刑の廢止が刑罰の不均衡を齎した事實に立脚して、

死は復た生くるべからず、而して髡は人を傷なう無し。髡笞は以て中罪を懲らすに足らず。安んぞ死に至らざるを得んや。……之を殺せば則ち甚だ重く、之を髡すれば則ち甚だ輕し。中刑を制して以て其の罪に稱わざれば、則ち法令安んぞ參差せざるを得ん。殺生安んぞ過謬せざるを得んや。今刑輕の以て惡を懲らすに足らざるを思えば、則ち藏貨に假り以て罪を成し、疾病に託して以て諱殺す。科條準する所無く、名實相應せず。帝王の通法、聖人の良制に非ざらんことを恐る。(損益篇)

と云つて、肉刑を缺如する刑罰體系の不備を説き、しかして科刑の實際においては、刑の過輕を補う爲に、獄吏が假空の犯罪を累増して罪を重くし、或いは病死に託して死刑を行なう等の不合理をせざるを得ない矛盾を露呈していることを指摘する。これ皆中間刑の缺如に由來する現象に外ならずと考ふる彼は、凡ゆる犯罪に正しく相當する刑罰が周到に用意されてこそ刑罰體系が始めて完備し、「帝王の通法、聖人の良制」の名に價すべきを力説するのである。

六

これを要するに、彼の批判の對象は光武帝以來の政治體制、社會生活に及び

政理まらざる有れば、猶お譴責を加う。而して權は外戚の家に移り、寵は近習の豎に被り、其の黨類に親しみ、其の私人を用う。内、京師に充ち、外、列郡に布く。賢愚を顛倒し、選舉を貿易す。疲篤境を守り、牧民を貪殘し、百姓を撓擾す。……此れ皆戚宦の臣然るを致すところなり。（法誠篇）

といい、國家の混亂の原因は外戚宦官にあるとし、また、井田法、租税の適正化などは古制への復歸という形で説かれてはいるが、これまた豪族に對する中央集權の強化を意味するものであり、彼本來の合理主義に基づくものである。さらに

盜賊凶荒、九州に代わるがわる作り、飢饉暴かに至り、軍旅卒に發し、税を横にし人を弱め、吏祿を割奪す。恃むところの者寡く、取るところの者猥りにし、萬里乏を懸け、首尾救わず。徭役並びに起り、農桑業を失す。兆民昊天に呼嗟し、貧窮溝壑に轉死す。（損益篇）

といい、農民の窮乏を訴えている。これを貫く考えは

天道に取るところは四時の宜を謂う。人事に壹らにすところは治亂の實を謂う。（群書治要）
というように、人事を本とし、天道を末とする人事中心主義である。

七

以上彼の思想を考察してきたのであるが、彼の思想は現實を凝視するところから生れた強烈な批判精神であり、その思想的立場は人事中心主義にあると思われる。人間性への追求は豪族に生活を破壊された農民に對する同情となつて現われ、人間能力の尊重は賢人の登用、丞相の復活となつてあらわれているのである。

きびしい現實は悲觀的史觀をいだかせるが、それに埋没されることなく、人間の可能性を失なうことがない。

このように仲長統は、崩れゆく政治形態、崩れゆく社會情勢を目撃して、よき政治や社會のあり方を考究し、或る程度までそのイメージをもっていた。しかし、その人となりは才氣がすぐれ、他から拘束されず、世の流れに適應すること少なく、彼の實際關係の者が政治上の要職についている中に、彼ひとり州郡に召されても病と稱して就かず、また召されても郎に終つた。このことは結局彼が學者であつても政治家ではなく、自身が責任ある立場に立つてその理想を實現する仕事に携わっていないことを示している。従つて理想をもつて現實の政治や社會を合理的に批判しながら、みずからは現狀の中の風波の及ぶことの少ないところに身を處するという結果になっており、ここに彼の合理主義の限界が出ている。その代り、政治の側面には屬しない他の側面において、人間の生き方についての一種の追究にはなっている。彼の自由な發言は樂志論に示される如く、自己の社會におけるあり方を國家權力の外に求め、さらに五經に叛き、風雅を滅し、百家を碎き、天にとびまわるといふように、それまで經學によつて支えられていた權威にとらわれない個人の自由な意識を表明しているのである。また、天道觀をはじめとする彼の思想を貫く人事中心主義は人間そのものをありのままの姿においてとらえようとしていたのであり、そこには既成權威に對する追従はない。かくて個人の既成權威からの解放は、次の魏晉時代の新しい人間の生き方へとつらなるものであろう。ここに彼の思想の限界と意味を見出すことができるのである。